

平成 28 年 11 月 21 日
基 準 審 査 課

農林水産省からの飼料添加物の基準及び規格の改正に係る意見聴取への対応（報告）
（フィターゼ）

1. 概要

農林水産省から、平成 27 年 11 月 18 日付け 27 消安第 3959 号により、飼料添加物フィターゼ（※）の基準及び規格並びに当該飼料添加物を含む飼料の基準及び規格を改正するに当たり、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下、「飼料安全法」という。）第 59 条第 1 項に基づく厚生労働大臣への意見聴取があった。

※フィターゼは、フィチン酸を分解して無機リン酸を遊離する酵素群の総称。

2. 意見聴取の内容

フィターゼは、平成 8 年に飼料添加物として指定されており、今回、効率的な生産が可能な菌株（*Schizosaccharomyces pombe* ASP595-1 株）が産生するフィターゼを新たに使用できるよう、飼料安全法に基づく基準及び規格を改正するものである。

なお、フィターゼについて、食品衛生法に基づく食品中の規格基準は設定されていない。

	既存のフィターゼ	今回追加するフィターゼ
生産菌株	<i>Aspergillus niger</i> <i>Aspergillus oryzae</i>	<i>Schizosaccharomyces pombe</i>
目的	飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進	飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進
対象飼料	いずれの家畜にも使用可能	豚、鶏用飼料のみ

3. 食品健康影響評価の結果（平成 28 年 10 月 25 日付け）

食品安全委員会は、遺伝毒性試験や慢性毒性試験等の結果に基づき、*S. pombe* ASP595-1 株が生産するフィターゼが飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられると結論した。

4. 対応

食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえ、これまでと同様、フィターゼについて食品中の規格基準を設定しないこととする。農林水産省に対しては、公衆衛生上の見地から特段問題ない旨回答することとする。

以上